

第31回

高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成27年2月20日開会
平成27年2月20日閉会

高知県・高知市病院企業団議会

第31回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月20日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	3
議事日程	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案の上程	4
古味企業長	4
質疑	15
採決	34

卷末掲載文書

議案の提出について	35
議決一覧表	36

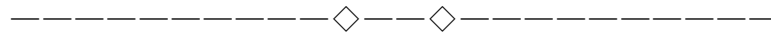
招 集 告 示

高知県・高知市病院企業団告示第3号

第31回高知県・高知市病院企業団議会定例会を、平成27年2月20日に高知医療センター11階会議室に招集する。

平成27年2月13日

高知県・高知市病院企業団企業長 古味 勉



議 員 席 次

1 番	上 田 周 五 君	2 番	池 脇 純 一 君
3 番	岡 田 泰 司 君	4 番	吉 良 富 彦 君
5 番	近 藤 強 君	6 番	坂 本 茂 雄 君
7 番	高 木 妙 君	8 番	平 田 文 彦 君
9 番	西 内 隆 純 君	10 番	西 森 潮 三 君
11 番	浜 川 総一郎 君	12 番	樋 口 秀 洋 君
13 番	深 瀬 裕 彦 君	14 番	福 島 明 君

第31回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成27年2月20日（金曜日） 会議第1日

出席議員

1番	上田周五君	2番	池脇純一君
3番	岡田泰司君	4番	吉良富彦君
5番	近藤強君	6番	坂本茂雄君
7番	高木妙君	8番	平田文彦君
9番	西内隆純君	10番	西森潮三君
11番	浜川総一郎君	13番	深瀬裕彦君
14番	福島明君		

欠席議員

12番 樋口秀洋君

説明のため出席した者

企業長	古味勉君
病院長	武田明雄君
副院長	深田順一君
副院長	吉川清志君
副院長	山下元司君
副院長	森本雅徳君
副院長	島田安博君
統括調整監兼事務局長	松井成起君
看護局長	久保田加代子君
薬剤局長	服部暁昌君
医療技術局長	西川智彦君
栄養局長	渡邊慶子君
周産期母子医療センター長	林和俊君
がんセンター長	森田莊二郎君
事務局次長	山崎隆久君
事務局次長（議会事務局長）	仁井田充将君
I Tセンター次長	町田尚敬君
地域医療センター次長	宇井泰之君

議会事務局職員出席者

書 記 高島田 由 紀 君
書 記 中 村 真 帆 君

-----◇-----◇-----

議 事 日 程 (第 1 号)

平成27年2月20日 (金曜日) 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算

議第 2 号 平成26年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算

議第 3 号 高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例

-----◇-----◇-----

午前10時00分 開会 開議

○議長 (浜川総一郎君) おはようございます。

全員おそろいですので、ただいまから平成27年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。

12番樋口秀洋議員から、所用のため本日の会議を欠席したい旨、届け出がありました。

-----◇-----◇-----

会議録署名議員の指名

○議長 (浜川総一郎君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

2番 池 脇 純 一 議員

6番 坂 本 茂 雄 議員

7番 高 木 妙 議員

をお願いをいたします。

-----◇-----◇-----

会期の決定

○議長（浜川総一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（浜川総一郎君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決しました。

-----◇-----◇-----

議案の上程（議第1号平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算から議第3号高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案まで）

○議長（浜川総一郎君） 日程第3、議第1号平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算から議第3号高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案まで、以上3件を議事の都合上一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出の説明を求めます。

企業長。

○企業長（古味 勉君） おはようございます。企業長の古味でございます。昨年12月に就任をいたしまして、今議会が初めての議会となります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、議員の皆様をいただき、平成27年2月病院企業団議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ち、当面する課題、運営状況につきまして御報告をいたします。

まず、皆様も御承知のように、高知医療センターは、全国で初めてPFI方式を採用し、県、市の病院を統合した公立病院として平成17年3月に開設され、今年10周年の節目を迎えることとなりました。

この間、議員の皆様を初め、関係者の皆様の御協力のもと、PFI契約の解消はもとより、様々な課題解決への取り組みが進められ、平成23年度からは3期連続の単年度黒字を確保するとともに、診療機能におきましてもドクターヘリの導入やこころのサポートセンターのオープンなど、機能、体制の充実を図り、県民・市民から信頼をされ、また高く評価される急性期中核医療機関として現在に至っているものと考えております。

開設10周年に当たりましては、当医療センターのこれまでの歩みやこれからあるべき姿などをテーマとしたシンポジウムなどを本年5月31日に開催するとともに、平成27年度は現在の「高知医療センター新中期計画」の最終年度となりますことから、医療介護総合確保推進法などによる制度改正への対応や長期的視点も踏まえた、新たな中長期計画を

策定し、これからの病院経営の方向性を定めていきたいと考えております。

今後も、これまで積み重ねてきた成果と信頼を大切にし、さらに向上させていくとともに、自治体病院としての使命を果たすこと、地域医療連携を基本とした良質で高度な医療を提供することを念頭に、職員一同努力を重ねてまいります。

次に、平成26年度の経営状況について御報告をいたします。

本年1月までの入院患者数は延べ15万7,169人で、1日平均514人、1人当たりの入院診療平均単価は7万5,948円となり、入院収益は前年同時期と比べ2.7%、約3億1,000万円増加をしています。

また、外来患者数は延べ17万2,309人で、1日平均850人、1人当たりの外来診療平均単価は1万4,963円で、外来収益は前年同時期と比べ1.8%、約4,600万円増加しています。

平成26年度の単年度収支は、公営企業会計の制度見直し等の特殊要因により、約28億円の赤字を見込んでおりましたが、こうした医業収益の伸びや特殊要因である退職手当等引当金の平成25年度での前倒し処理などにより、赤字額は約20億円まで圧縮できる見通しとなつてまいりました。

次に、新がんセンターについてでございます。

昨年11月に御報告いたしました基本設計に続き、現在実施設計を進めております。平成27年度には、新がんセンターの建築工事に着手するべく、今議会に提案しております新年度予算案には、所要の建築費を計上させていただいたところです。

今後、平成29年度のオープンに向け、建築工事、機器類の選定、スタッフの確保と研修等に順次取り組みまして、がん患者さんの心と体のトータルケアを行う新がんセンター整備を着実に進めてまいります。

次に、こころのサポートセンターでございます。

精神科の成人分野での入院の受入停止が続いており、県民の皆様、また関係する医療機関などに対しまして、大変御迷惑をおかけしております。

医師確保につきましては、県の協力もいただきながら、高知大学をはじめ、関係大学への医師派遣要請を行いますとともに、本県出身者や高知大学の卒業生など、本県にゆかりのある精神科医師を訪問するなどの対策に取り組んでまいりました。こうした取り組みを通しまして、非常勤ではありますが、精神科医師の確保に少しずつ目処も立ち始めましたので、成人入院患者の受け入れの再開につなげていきますよう、今後とも県の協力をいただきながら医師の確保に全力で取り組んでまいります。

それでは、今回提案いたしました議案について御説明をいたします。

まず、第1号議案は、平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算でございます。

収益的収支予算では、収益的収入は前年度より0.7%、1億3,982万8,000円減の211億5,622万7,000円、支出は前年度より10.2%、24億6,772万9,000円減の217億1,616万

9,000円となり、平成27年度の純損失は5億5,994万2,000円の赤字となる見込みです。

これは、旧県立中央病院及び旧高知市民病院から医療センターに移行した職員の退職金相当額の受け入れが終了することに伴い、構成団体負担金が減額となる影響などによるものでございます。

第2号議案は、平成26年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算でございます。

収益的収入は、外来収益は減少するものの、入院収益やその他医療業収益の増によりまして9,600万円の増となり、213億9,205万5,000円、収益的支出は医業費用の材料費について9,600万円の増となり、242億7,989万8,000円で、予算上の純損失は28億8,784万3,000円の赤字となる見込みでございますが、決算の段階では最初に申し上げましたように、約20億円の赤字に落ちつくものと考えております。

第3号議案は、高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案でございます。

これは、当医療センターが県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク分娩を初め、母体、胎児、新生児に対する総合的で高度な医療を提供していることや、他の施設の状況などを比較考慮して、分娩介助料の改定をお願いするものです。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど統括調整監から御説明いたします。

議員の皆様におかれましては、何とぞ御審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（浜川総一郎君） 統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（松井成起君） 統括調整監の松井でございます。よろしく御願いをいたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

初めに、議第1号平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算につきまして御説明をいたします。

右肩に資料1と書いておりますものをお願いいたします。

これは、平成27年度当初予算の概要ということでまとめたものでございます。

まず、右上のグラフをごらんください。

高知医療センターの開院以来の収支の状況を棒グラフでお示ししております。

平成22年度まで赤字が続いておりましたが、平成23年度から黒字に転じ、平成25年度までの3年間、1億円前後の黒字が続いてまいりました。その棒グラフの上に折れ線グラフがございますが、開院以来の医業収益の状況でございます。右肩上がりの状況が続いているところでございまして、上部には平成20年度から27年度の間、48億円という増加の状況がありましたということをお示ししております。

その下の表に、主要指標という横長の表がございます。

平成25年度決算からの患者数等をお示ししておりますが、外来単価、入院単価をごらん

いただきますと、順調に伸びを見込んでいる状況がおわかりいただけたと思います。

しかしながら、先ほどの棒グラフに戻りますが、平成26年度は企業長の説明にもございましたように、吹き出しに公営企業会計の制度見直し等の特殊要因による赤字と表示をしておりますように、退職金の引当金や賞与等の引当金を費用化することが義務づけられましたために、本年度当初予算では約29億円の赤字ということでしたが、平成25年度の剰余金の引当金への充当、あるいは不用額等の精査を決算見込みとして行いまして、現時点での平成26年度の決算の見込みといたしましては、約20億円の赤字の見込みとなっているところでございます。

そして、27年度をごらんいただきますと、予算としては6億円の赤字ということがございます。これは、そのページ左下のポイントと記載をした部分がございますが、1つ目に、平成27年度単年度収支はマイナス5億6,000万円と表示をしております。要因のところに構成団体負担金の減6億2,000万円とございますが、これは主に県立中央病院、高知市民病院から引き続いて高知医療センターで従事しております職員の統合時までの退職金を10年分割で県、市から負担金としてちょうだいをしてまいりましたが、平成26年度で最後となりましたため、約6億円近い財源がなくなったものでございます。

ということで、恐縮でございますが、資料の左の上でございます。

平成27年当初予算規模というところでございますが、1、収益的収支（3条予算）につきましては、収入が211億5,600万円、対前年度比0.7%減と、それから支出につきましては217億1,600万円、対前年度比10.2%減となっております。先ほど申し上げました収支差が5億6,000万円というふうなことでございます。

また、2番、資本的収支（4条予算）につきましては、収入が29億5,200万円、対前年度比10.5%増、支出につきましては40億8,700万円、対前年度比13.4%増ということでございます。

この資本的支出につきましては、先ほど申し上げました下のポイントのところでございますが、地域がん診療拠点病院としてその役割を果たすべく、新たながんセンターの建設に向け、現在実施設計を進めているところでございます。鉄骨鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積3,688㎡ということで、今現在進めております。スケジュールといたしましては、順調にまいりますと7月に着工の予定でございます。平成27年度の予算としましては、工事費としまして、債務負担の下になります3億7,400万円、それから建設現場の監理業務に1,200万円を計上しております。また、本体工事費の残額につきましては、来年度の分として19億7,600万円と、同じく監理業務についての債務負担行為の設定をさせていただくものでございます。

なお、新がんセンターの医療機器の購入費等につきましては、来年度予算での計上をさせていただくところでございます。

また、医療機器関係の整備といたしまして、その下にアンギオ動画システムの更新、エ

ックス線テレビ装置の更新、人工呼吸器の更新などを大きなものとして上げております。

以上のことで、先ほどの左上の表の3番、当該年度末内部留保資金見込みとしましては、前年度より4億6,400万円の増で50億400万円になる見込みでございます。

次に、先ほど少し触れましたが、主要指標と左下の表でございますが、資料につきましては、平成25年度の決算、26年度当初予算、26年度の決算見込み、27年度当初予算案という形でお示しをしております。延べ外来患者数は、右端のところでございます。当初予算でお示しをしております、一般20万1,690、精神が5,103人、合わせまして20万6,793人で見込んでおります。次の外来単価につきましては、一般1万4,348円、精神は6,510円で見込んでおるところでございます。入院につきましては、一般分の延べ入院患者数を18万4,464人、精神を7,320人、合わせまして19万1,784人で、入院単価につきましては、一般が7万7,096円、精神を1万9,172円で見込んでおるところでございます。病床利用率につきましては、一般を81.8%、精神を45.4%で見込んでおります。なお、病床数につきましては、平成24年12月議会で結核病床30床の廃止とNICUの増床3床で649床ということでしたが、昨年2月議会で産科病床8床とGCU後方病床3床の計11床の条例改正議案を御承認いただきまして、660床という形にさせていただいております。

次の2ページをお願いいたします。

27年度予算の総括表でございます、それぞれ科目につきまして説明をさせていただきます。

3枚組になっておりまして、2ページは病院事業会計の全体、3ページは一般としておりますが精神以外のもの、4ページが精神科に係るものということになっております。この2ページは、3ページと4ページを足したものでございますので、3ページの一般のほうから説明をさせていただきます。

まず、左の1の収益的収支でございますが、医業収益の27年度予算額は178億4,895万8,000円、4億6,119万4,000円の増加としております。内訳といたしましては、1日平均患者数を26年度より6人少ない504人、診療単価を今年度の診療単価の推移を勘案しながら、約2,300万円増の7万7,096円で見込みまして、入院収益を142億2,143万円としております。

また、外来収益につきましては、1日平均患者数を26年度より20人減の830人、診療単価を1万4,348円としまして、28億9,390万8,000円、1,954万円の増加を見込んでおります。

医業外収益につきましては、補助金、構成団体負担金がございますが、先ほど申し上げました構成団体負担金が21億9,599万7,000円で、26年度より6億1,958万6,000円の減額を見込んでおります。このうち5億7,596万8,000円が、この額は26年度ベースでございますけれども、本年度で終了いたします退職手当の負担金でございます。

以上、収益的収入計が207億8,847万9,000円で、1億4,232万6,000円の減少となっております。

ります。

一方、その下の費用についてでございますが、主なものとしたしまして、まず医業費用が200億402万1,000円、前年度に比べ2億4,879万2,000円の増でございますが、給与費につきましては91億8,995万5,000円、前年度比6,334万6,000円の増加となっております、医業収益に対する比率は51.5%と、今年度と比べまして1%の減少となっております。

次の材料費につきましては、50億8,041万3,000円、前年度と比べまして1億3,800万9,000円の増加でございます。医業収益に対します比率は28.5%、0.0%になっておりますが、0.04%ということで、ほぼ同率で見込んでいるところでございます。

経費につきましては、37億9,925万1,000円で、1億6,813万6,000円の増になっております、医業収益に対し21.3%、0.4%の増加になっております。この経費の主なものとしたしましては、検体検査業務委託、医事業務委託、招聘医師への報償費、光熱水費等でございます。

減価償却費につきましては、18億4,102万円でございます、医療機器等の機械備品の償却の減少など、前年度比1億1,786万5,000円の減となっているところでございます。

また、概要で触れましたが、制度改正によりまして特別損失として今年度計上しておりました退職手当等の引当金及び賞与等の引当金が通常ベースとなりますことから、平成27年度は大幅な減少となっております。

以上、収益的支出の計は213億4,842万1,000円、前年度と比較しまして24億7,022万7,000円の減少になっておりまして、表の下の端の純損益の欄でございますが、5億5,994万2,000円の不足になっているという状況でございます。

次に、右の上の2、資本的収支についてでございますが、収入につきましては建設改良に伴います企業債が15億1,100万円、県、市の負担金が14億551万4,000円でございます、寄附金1,067万7,000円というのがふえておりますが、救急医療機器に対する補助制度を活用すべく計上しているものでございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費が17億336万円、企業債の償還金が22億8,258万4,000円、構成団体からの借入金償還金7,620万円となっております、収支差は11億3,475万8,000円となっております。

次に、下の表でございます。

この表は、予算ベースでの資金収支の状況でございます、当該年度の純損益、現金支出を伴わない費用等の状況をお示しをしております、平成27年度の欄の一番上の67億2,085万1,000円が、前年度末の内部留保資金でございますが、この額はその右の欄の下の端の額に合致させておりまして、先ほど申し上げましたように予算上の額でございます。

2番の当年度純損益で、マイナス5億5,994万2,000円、そして一番大きな減価償却費等の3の現金支出を伴わない費用が21億2,884万1,000円、さらに4の当年度資本的収支不足

額を差し引きしますと、当年度の資金収支としましては5の4億3,414万1,000円でございます。6番の当年度内部留保資金につきましては、あくまで予算の差し引き上では71億5,499万2,000円ということになっております。

先ほど、概要のところでお説明をいたしました、内部留保資金見込みの50億400万円ということをお説明しましたが、議案の予算に関する説明書の6ページのほうに、キャッシュフロー計算書というのが出ております。右の上に①という資料がございます。予算議案及び予算に関する説明書（当初予算）というのがございます。こちらの6ページのほうでございますが、この6ページのほうの一番下、これがいわゆるキャッシュフロー、現金の流れでございます、一番下、資金期末残高というのがございます、ここに50億458万9,000円という表示をさせていただいております。

次に、先ほどの資料の4ページをお願いいたします。

精神科に係ります予算の説明でございます。

27年度の医業収益につきましては、入院収益としまして、平均患者数は20人、4人の増加、診療単価につきましては1万9,172円、546円の減少を見込んでおります。

また、外来収益につきましては、平均患者数21人、5人の増加、診療単価につきましては6,510円、89円の減少ということで、合計1億7,377万3,000円、平均患者数の増により、26年度との比較では3,264万4,000円の増加ということになっております。

その他、医業外収益なども合わせまして、下の費用との差額1億8,800万6,000円を高知県からの負担金として補填をしていただくということでございます。

一方、費用につきましては、医業費用が3億5,514万2,000円、前年度比231万9,000円の増加、そのうち給与費が2億3,838万5,000円、額としましては418万8,000円減少しております、対医業収益比率では137.2%となっております。

以下、材料費、経費、そして医業外費用につきましても同様に増加しております。

次に、右の上でございます。

2、資本的収支というところがございますが、施設の建設に係ります起債の償還がございますが、高知県の負担金で措置されておまして、収支差はないという状況になっております。

下の資金収支につきましては、先ほど申し上げましたように予算上のことでございますが、前年度末内部留保資金が1億6,149万7,000円ということで、現金支出を伴わない減価償却等を差し引きしますと、6の当該年度末内部留保資金は1億9,179万4,000円となっております。

以上、3ページと4ページを合計したものが2ページの総括表になっておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、先ほどごらんいただいた右肩の上に①と書いた予算議案及び予算に関する説明書について説明をさせていただきます。

1 ページをお願いいたします。

議第1号平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算ということで、第2条に業務の予定量、主要な建設改良事業、先ほど御説明させていただきました内容をお示しをさせていただいております。

第3条のところで、収益的収入及び支出の内訳を記載させていただいております。

第4条、次の2ページにかかっておりまして恐縮でございますが、先ほど御説明をいたしました資本的収入、資本的支出につきましてお示しをしております。

2ページの第5条でございますが、債務負担行為の設定を行うものでございまして、まず未収金回収業務に係る委託業務につきまして、平成27年度から平成29年度の3年間の委託業務を544万3,000円を限度額としまして債務負担行為の設定を行うものでございます。

次の2つの事項につきましては、概要で御説明をいたしました。新がんセンターの建築に関しまして、本体工事費及び工事監理業務のうち、平成27年度分は予算化をいたしませんので、平成28年度に係ります本体工事費分19億7,635万円、監理業務といたしましては1,188万円を限度額といたしまして債務負担行為の設定を行うものでございます。

第6条は、起債に係ります目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をそれぞれ目的ごとに限度額をお示しをさせていただいております。

3 ページをお願いいたします。

第7条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用と定めさせていただくものでございます。

また、第9条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費、交際費、あわせてその金額をお示しさせていただくものでございます。

第10条では、公正団体から補助金を受ける額として3億3,696万9,000円であることを定めるものでございます。

第11条は、棚卸資産の購入限度額を55億円と定め、第12条で重要な資産の取得として、新がんセンターに係る建物の取得及び医療器械の取得である旨を定めるものでございます。

次に、4 ページでございます。

収益的収入及び支出の款項目ごとの内訳でございます。

そして、次の5ページは、資本的収入及び支出の内訳でございますので、先ほど申し上げましたところと重複いたしますので省略させていただきます。

6 ページが、先ほどごらんいただいた予定キャッシュフロー計算書ということでございまして、下から3行目のところに当年度の資金収支で4億6,443万8,000円が増加し、現金ベースでは期首残高が45億4,015万1,000円で、期末の残高としましては50億458万9,000円になる見込みでございまして、これは先ほども申し上げましたように、内部留保資金の額

ということでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

特別職、一般職、正規の職員に係ります給与費の明細をお示ししております。

手当の欄で、約26億円減少しておりますが、予算で先ほど御説明しました退職手当の引当金等が大きく影響をしているものでございます。

そして、9ページのほうをお願いいたします。

9ページには、給料及び手当の状況をお示ししております。

さらに、10ページのほうでございますが、級別の職員数、級別の標準的な職務内容をお示ししております。

済いません、11ページをお願いいたします。

11ページには、昇給の内容をお示ししております。

そして、12ページでございますが、12ページには特殊勤務手当の支給対象職員等の状況、期末手当、勤勉手当の状況、退職及び勸奨退職に係る退職手当の状況をお示しさせていただきます。

また、13ページには、その他の手当、構成団体との比較ということでございます。

この構成団体、高知県というふうなところで、同じ扱いというふうに行っているところがございます。

次に、14ページから19ページが、先ほど御説明しましたそれぞれの科目の詳細でございますので、説明を省略させていただきます。20ページのほうをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。

(1)当該年度提出に係る分は、先ほど御説明いたしましたものでございまして、(2)のほうは過年度に議決をいただきましたものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

縦の表になっておりますが、平成27年度末の予定貸借対照表をお示ししております。

資産の部、固定資産でございますが、平成27年度末で293億4,598万円、流動資産が102億2,972万9,000円、うち現金が先ほど御説明いたしました約50億458万9,000円となっております。資産合計は395億7,570万9,000円となっております。

一方、負債の部でございます。

中ほどから始まりますが、固定負債が建設改良等の企業債等で285億6,516万5,000円となっております。

22ページでございますが、流動負債が52億7,726万2,000円、繰り延べ収益が13億7,119万5,000円、負債合計が352億1,362万2,000円となっております。

資本につきましては、資本金が161億5,654万3,000円となっております。剰余金が117億9,445万6,000円となっております。資本合計が43億6,208万7,000円ということ

で、負債と資本を合計いたしました395億7,570万9,000円が、先ほどの資産合計、21ページにございます395億7,570万9,000円と合致しているということでございます。

以上が議案第1号でございます。続きまして議第2号につきまして説明をさせていただきます。

資料2のほうでございます。

右肩に資料の2と記載をしておりますが、1ページのほうでございます。

補正予算の総括表でございます。

今回、医業収益の増加が見込まれること及び医業収益の伸びに伴いまして、材料費の増加が見込まれますことから補正予算をお願いするものでございます。

まず、左の1の収益的収支でございますが、入院収益では1日平均患者数が当初予算より7人少ない519人でございますが、診療単価が当初予算比で1,034円の増加、7万4,082円が見込まれますことから、938万3,000円の増額といたしております。

また、外来収益につきましては、1日平均患者数を20人減の846人、診療単価は211円増となるものの、患者数の減少により2,345万7,000円の増額としております。

そのほか、入院個室の使用料、出産費用、文書料などのその他医業収益で1億1,007万4,000円の増額と見込んでおります。これによりまして、医業収益で9,600万円の増額補正としているものでございます。

一方、費用についてでございますが、先ほど申しましたように医業収益の伸びに伴いまして材料費の不足が見込まれますことから、9,600万円の増額補正をお願いするものでございます。

損益に変更はございません。

それでは、議案の説明書を説明させていただきます。

右肩に②と書いたものがございます。予算議案及び予算に関する説明書（補正予算）と記載しているものでございます。

1ページをお願いいたします。

第2号議案平成26年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算ということで、第2条に業務の補正予定量で、先ほど御説明させていただきました内容をお示しさせていただいております。

第3条のところで、収益的収入及び支出の内訳を記載させていただいております。

第4条では、材料費の増額と同様に、棚卸資産の購入額の増加が見込まれますことから、限度額の引き上げをお願いするものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の款項目ごとの内訳でございます。説明を省略させていただきます。

そして、3ページでございますが、3ページはキャッシュフロー計算書でございます。

4 ページは、それぞれの科目の詳細でございます。

5 ページ、6 ページは、平成26年度末の予定損益計算書、予定貸借対照表でございます。いずれも、補正予算額にあわせまして、各項目を補正いたしましたものでございます。

以上が議第2号でございます。

続きまして、右肩に③平成27年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会議案（条例その他）とあります冊子をお願いいたします。

表紙をおあげいただきますと、議第3号高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案ということでございます。

1 ページに、料金の改正案のお示しをし、附則で、この改正に係る施行期日は本年10月1日からとしております。

恐縮ですが、これ読みかえをしているだけでございますので、非常にわかりにくいということで、右肩に④というのがございます。議案説明書というのがございます。そちらをお願いいたします。

1 ページに、議案の提案の説明を記載しております。

当院は県内唯一の総合周産期母子医療センターとして、ハイリスク分娩を初め、母体、胎児、新生児に対する総合的で高度な医療を提供していること、また他の同様の施設の状況を比較考慮し、分娩介助料の額を改定しようとするものであるというふうに記載をしております。

資料の2 ページをお願いいたします。

新旧対照表をお示ししております。

左の新というものが改正後で、右側の旧というほうが現行の条例でございます。その表の中の分娩介助料というところでございますが、右側の現行では産科医療補償の掛金負担の対象になる分娩につきましては、1件13万円、時間外の場合は15万円、産科医療補償の掛金負担の対象にならない分娩につきましては、1件10万円をいただいているものでございます。

恐縮ですが、資料の3 というのを、こういう資料でございます。

本日、追加をさせていただいた資料でございます。まず一番上に産科施設での出産費用をお示ししております。右端が、当高知医療センターの欄を設けまして、実例に基づく概算ということでお示しをしております。この（4日）というのは、通常分娩の出産経験のある、いわゆる経産婦の退院までの平均日数でございます。5日は、通常分娩の出産経験がない初産の平均日数でございます。その左のほうは、平成26年7月の社会保障審議会医療保険部会の資料の抜粋でございます。全国平均では出産費用合計が48万6,376円で、うち分娩料は26万592円となっております。また、公的病院というくくりでは、出産費用合計が47万7,740円、うち分娩手数料が20万8,170円という状況になっております。高知県の平均では、これは民間施設を含んだ数字でございますが、分娩手数料につきまして

は19万8,929円となっております。

そして、その下の表でございます。

次の表でございますが、四国内の総合周産期母子医療センターの分娩介助料をお示ししているものでございます。

ちなみに、香川県には2カ所ございます。いずれも、当院より高い状況になっているものでございます。

その下の四国内他県の県立病院の分娩介助料をお示ししているものでございます。

県立病院と申しましても中央病院というレベルでございますが、その状況をお示ししております。

一番下の表は、県内の公的医療機関等の分娩介助料をお示ししているものでございまして、高知医療センターの分が網かけをしております。時間内、時間外の区分で分けておりますが、改正前が「13万円」、そして時間外が「15万円」、これをそれぞれ「16万円」と「18万4,000円」というふうにするものでございます。

提案をさせていただいている基本的な額16万円というところは、時間内の部分でございますが、3万円増額ということでございまして、医師の人件費や技術料、看護師、助産師の人件費を外保連、外科系学会社会保険委員会連合というところの算出方法をもとに、さらに産科医療補償制度の掛金を加算して、大体19万円程度の額ということになるのですが、そのままでは大幅な上昇になること、そして一方で出産一時金が保険者から42万円支給をされておるんですが、先ほどの一番上の表でございますが、資料の高知医療センターの5日、初産の場合で38万9,000円でございますので、3万円の増額ということがあっても42万円以内におさまるのではないかというふうなことでございまして、3万円の上昇ということで御提案をさせていただいたところでございます。

また、時間外の出産の場合につきましても、同程度の率で参酌をしまして、産科医療補償制度が適用にならない場合につきましては、16万円から保険料を差し引いた額で補正額とさせていただいたものでございます。

総合周産期母子医療センターとしての位置づけに御理解をお願いいたしまして、議案の説明を終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。

○議長（浜川総一郎君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 最後に提案がありました3号議案の分娩介助料の改正の関係ですけども、県内の他病院、あるいは同規模病院とか、役割・企画という形であるということで提案がされております、周産期医療を担うという高知県の中でも重要な役割というのは理解ができるわけですけども、一方で県内の自治体立の病院を考えたときに、県立病院は、これはことしの1月から引き下げて10万7,200円になってますね。引き下げた理由

は、いわゆる先ほど言われた産科医療補償制度の掛金が下がったと、その下がった分を引き下げているわけですが、そういう意味で言えば、例えば今回の状況の中で引き下げることがあっても、こんなに大幅に引き上げることというのはいかがなものかなというのがあると思うのですよね。そういったところが、十分に検討されて、こういった引き上げがされているのかどうか、先ほど言われたことや、あるいは提案の中でも少しありましたけれども、実は前回10万円から13万円に引き上げたときというのは、このときでもやはりハイリスクな分娩を担っているとか、周産期医療の役割を果たさなければならないという前提はありながらも、いわゆる産科医療補償制度が導入されるということで、掛金相当の3万円だけをそのとき引き上げてるわけですね。そういうことを考えたら、掛金そのものは引き下げられる、それとは別に上積みの引き上げがされるということになると、平成21年に引き上げたときとの関係というのは、理屈は立つんだろうかなというふうに私は思ったりもするんですけども、その辺はどういうふうに考えられていますか。前回引き上げたときの理屈との関係。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 今回のこの引き上げに関しましては、このタイミングということでは一定申しわけないという思いもございますが、いろいろな状況から今回お願いしたいということで提案のほうをさせていただいております。

前回、引き上げのときの経過につきましては、御紹介ありましたように産科医療補償制度がスタートをする際に、料金のほうを見直しさせていただいて、そのときには一定近隣の状況なども勘案をして、基本的には産科医療補償制度相当額、若干の上乗せあったようにも聞いておりますけれども、大体その補償制度の掛金程度の値上げにとどめたという状況だったというふうに認識をしております。それに対しまして、今回は先ほどの資料3のほうでお示しをしておりますけれども、一番上の資料ですけれども、これは厚労省で保険者からの出産に伴う一時金の支給に関して検討した際の資料です。これが、昨年7月に示された資料ということで、これは一定全国の調査結果なども含まれておりまして、その全国の状況、それからこの資料の中での高知県の状況、こういった部分を見ますと、やはり高知医療センターの料金というものがかなり低い水準になっている状況が把握できるかということでございます。

こういった状況の中で、保険者から支給される一時金というものの位置づけは、基本的には医療保険の対象にならないということでもって、その分を一定保険をする意図で支給をされるものであるとすれば、それが一定適正な指標というふうに考えることができると思っていますので、42万円という出産に係る全体の費用ですけれども、これを一つの目安にして、今回分娩介助料のほうを見直しさせていただきたいということです。

医療センターは、公的医療機関とはいえ、公営企業という組織でございますので、一定収支の均衡を保っていく必要がございますので、やはり基本的にはコストに見合う、そう

いった資料のほうもいただきながら経営のほうをしっかりとしていくということが前提でございますので、今回非常に申しわけない思いもございますけれども、引き上げのほうをお願いをしたいと、かように思っております。

○議長（浜川総一郎君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 実は、前回引き上げるときにも提案の理由として、医療センターの分娩介助料の額が相対的に安くなると、通常分娩も含めて分娩件数が増加することが予想されて、そうなるとう本来の重篤な患者を診ることができなくなるというふうに言われています。今回もそういう考え方だとすると、いわゆる大幅に引き上げたことによる通常分娩がどれだけ減るといふふうに見込まれているのか、あるいはそのことによって敬遠された通常分娩の方たちは、一体それはこの高知市内でどれだけ産婦人科で受け入れられる要素があるのか、その辺はどういうふう把握されてますか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 考え方の中で、ハイリスクの分娩を扱う中で正常分娩、ローリスクの方で手いっぱいという形になると、そちらの対応ができないようなケースが出てくるんじゃないかというふうな、そういった危惧というのは確かにございまして、そういった中で診療をしながら、問題がない場合には他民間施設での分娩をお願いしたりするというふうな形で対応をしておるといふような実態がございまして。

一方では、県内全体の分娩施設を見回したときに、御承知のように減少が続いておりまして、全体の総量そのものがちょっと足りなくなっているような状況、そういった状況もあるということで、医療センターにつきましても一時ローリスクの分娩というものを抑制するというふうな方針で取り組んでおりましたが、やはりそれでは他の分娩施設での受け皿というものが十分でないという状況で、やはり医療センターでも正常分娩の方も受け入れるということで方針を改めまして、それに対応するために1年前になりますか、産科病床の増床のほうをお願いをしたという状況でございますので、今回の引き上げというものがローリスクの方を抑制するとか、そういった趣旨、直接的にそういったことを目的にしてということではございません。そこは、御理解いただきたいと思います。

○議長（浜川総一郎君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） いわゆるこれから高知県は人口減少社会の中で、少子化対策ということも含めて安心して出産し、そして子育てができる、そういう環境をどうやって整えていくか、まさにそういうことをスタートさせる、今までも力入れてきたわけですけど、そのことが大きく問われる中での新年度を迎えようとしているわけですね。そういう意味での、いわゆる構成団体のこれからの少子化対策に対する政策と、この医療センターのこういった分娩介助料大幅引き上げということが合致しているのかどうかというふうには私自身は感じています。そういう意味では、実施時期を10月1日ということで、今かかっている患者さんたちは一定現行のということでのそういう配慮だとは思いますが、じゃあ

この4月からそういう構成団体が少子化対策に対して抜本的な施策を打ち出そうというときに、こういうことを提案するということについて、非常に疑問を感じますので、その辺については検討してみる余地というのはあるんじゃないでしょうか。それとも、その構成団体ともそういったことを話して、その構成団体の了解も得てというようなことになってるのでしょうか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 今回の引き上げの議案提出に当たりましては、県と市のほうにも説明はさせていただいております。確かに、こういった少子化に対応していくという中で、産み育てやすい環境というのを行政の施策の一つとして位置づけてる中での引き上げという点では、本当に申しわけないという思いは初めにも申しましたとおりがざいますけれども、やはり一方では医療センターの経営を見ますと、説明いたしましたように、単年度収支がやはり赤字というような見通しになっていく中で、本来一般的には平均的な水準よりも低い費用で分娩というのを受けるということについては、やはり公営企業という立場からすれば、標準的な費用をいただくというのが基本。それを政策的な意図で公営企業が引き下げるということについては、合理性としてどうなのか。政策としてやる場合は、ここはやはり基本的には県とか市のほうも政策的な支援というものをお願いするというようなことが一つの基本かなというふうに考えておりまして、大変申しわけないんですが引き上げのほうを御提案をさせていただいたということでございます。

○議長（浜川総一郎君） 現場サイドのお考えとして、吉川副院長から何かあれば。

○副院長（吉川清志君） 周産期母子センター長を一昨年までしておりましたので、総合周産期母子医療センターとして、先ほどから企業長が申されてますように、人とか物をすごく充実させてますから、ほかのところよりもコストがかかるのは確かであります。そのコストに見合うだけの分娩料をいただくか、あるいは政策的に少し下げるかということでもありますけれども、総合周産期母子医療センターとして、いろんなことが全国の総合周産期母子医療センターと比べられております。そういうことも比べられているかと、機器とか人はもちろんでありますけど、それをサポートするソーシャルワーカーはいるべきだとか、いろんな早産しますと心の負担や、妊婦さん、お母さんがストレスを受け、それを精神的に支える人を入れるべきだと、そうするとうちにはいないわけです。そういう人を充実させるために、ぜひやっぱりこの分娩費用を上げさせていただいて、そういう総合周産期医療センターとして全国的なレベルとして、ある程度サポート力を高めないといけないというふうに思っている次第であります。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） この件に関連してお伺いします。

今、現場サイドからのお話にもありましたけれども、そうしますと企業長はローリスクの抑制ではなく、引き上げをしようというお話がありましたけれども、先ほどの先生のお

話も含めまして、この分娩介助料を引き上げることによってメリットとなること、そして引き上げたことによってその目的といいますか、そういうところをもうちょっと詳しくお話をいただけたらと思います。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） メリットとしましては、現場サイドでは先ほど吉川副院長のほうからお話ありましたように、いろいろなサポート、メンタル面でのそういったことはさらに充実をさせていくと。そして、やはりこれはもうどうしても経営面につきましても、やはり適正な水準の費用をいただくということで、病院の経営のほうも安定化を図っていく、そういったことも自分としては一つのメリットというふうに考えております。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） それで、この施行が10月ということでありますけれども、例えば3月に受診をされた。妊娠3カ月目というか、妊娠がわかったと、この人が通常の出産をするといつですか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 今回の施行時期を10月というふうに設定をさせていただいたのは、そういった今既に診療に来られている方というのを、そこは考慮する必要があるであろうということ、そういった方は基本的には出産を終えるであろう時期として、10月になっていけばほとんどの方はもう出産を終えているであろうということ、10月ということで設定をさせていただきました。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） 私が計算してみますと、3月に出産の週によっては、まだ10月もかかってくると思います。それで、やはりこれまで県内のここの病院で出産すると、大体どれぐらいの費用が要るんだということは情報があって、お母さん方もわかっている方もいらっしゃるわけなので、例えば4月までに病院にかかると、そういう人は10月になっても引き上げの時期とかぶってきた場合は適用除外をすとか、もうちょっと厚い手当てを持たないと、幾ら分娩の42万円の中でおさまるとおっしゃられましても、やはりそういったところは子育て世代のお母さん方、いろんな情報を持ちながら病院も選ぶし、御自分たちの健康のことも考えるので、そこをもう一つプラスアルファした除外適用のものが必要なような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） もし、そういった形で既に診療されていて、10月以降になるようなケース、そういったものがあるかどうかというのは、また改めて少し検討もさせていただいて、そういった方に対する対応について、今回議案として提案してますので、議案の修正というのはまたこの場でということでもございませんので、何らかの減免とか、そういった別途の手法などを検討させていただいて、対応のほうを考えさせていただきたい

と思います。

○議長（浜川総一郎君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） 最初の吉川さんの提案があればまだしも、最初の分娩する側にとってどのようなサービスが賦課されるのかと、3万円に対して。そういうのが一切なくて、ハイリスクに対応するだとか、あるいはほかの病院と比べてというような提案の仕方そのものが、私は非常にこれまだ検討不足じゃないかなあという思いがします。特に、この分娩介助料については、さまざまな団体からもこれはしっかりと、日本産婦人科医のほうもきちんとその内容について精査して分娩料決めなさいと、介助料についてはね。そういう対象でもあるわけですね。そういう意味で言うと、ちょっとこの提案の仕方っていうのが、余りにも政策的で病院の経営の側の論理が勝ってるんじゃないかなあと思います。その額の決定についても、非常に曖昧模糊としている。県民にとって、具体的にどのようなサービスが分娩介助にかかわって、賦課されるから3万円もプラスですということがわからないですね。これは、県民に対して私は説明ができない提案だと考えています。そういう意味では、もう一度これはちょっと提案し直すと、県民に対して説明をして、そういう時間的なことも必要じゃないかと思うんですけども、病院としてはどうお考えですか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 本当に、引き上げが、そういった形で引き上げることによって、プラスアルファのサービスをするためのものであればというふうに、スタート時といいますか、本来そういう目的である、これは確かに理解もしていただきやすいし、そういう形であれば本当にいいなというふうに思います。そこは、現場のほうではそういったことでももちろんこういった引き上げをすることでサービスも向上させるということで取り組んでいただけたらと思うので、それは1点そういうことですが、費用面の話ばかりになって、これは申しわけないですけども、現在コストに見合っていて、その費用をもらっているものをプラスアルファのサービスをするために引き上げるというよりも、今回の場合はやはり比較をしても今の水準そのものが低いというのが一つの現状だというふうに考えておりますので、そこを一方では平均的な水準に引き上げさせていただきたい。そこを、仮に医療センターがほかよりも低い、そういった費用で受けるということについては、もう企業団という性質上から言いましても、やはりそこはちょっと問題があるんじゃないかというふうに思いますので、そこを無視してということではないと思います。今回、それをまた先送りしまして、1年以上こういった状況が続くということは、やはりいろんな面で好ましいとは言えない、できるだけ早く対応をして、見直すべきところは早急に見直していくという形での対応をお願いをしたいというふうに思います。

○議長（浜川総一郎君） 林周産期母子医療センター長、一言あれば。

○総合周産期母子医療センター長（林 和俊君） 総合周産期母子医療センター長の林と申します。

我々現場としましては、日々分娩の変化というのを感じております。かつてはないほどのリスクがふえたり、それから我々のところで診る多くの分娩がリスクを抱えた方、それからローリスクの方であっても急にリスクが高まる方、いろんな方を経験しております。ですから、我々のところでできればありとあらゆる分娩を診たいと思っております。それから、そのレベルはぜひ全国のレベルに決して劣らないような、そういうふうな医療を提供しようということで我々はやっております。逆に、なぜ我々の県はこういう分娩料が低く済んでいるのでしょうか。そういう疑問、逆に他県から投げかけられたこともあります。決して、お金で解決するものではないんですけども、我々が現場で懸命にやっている技術や対応の方法、いろんなことを考えるに当たっては、やはり全国に引けをとらないものという中で、やはりその評価がこの分娩の介助料、これ技術料に当たるものなんですけども、それがある程度のやっぱり評価をいただきたい。これは、現場の本音です。これによって、ローリスクの方を他病院に追いやるということにはつながらないんだろうと私は思っております。ありがとうございました。

○議長（浜川総一郎君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） だから、具体的にどのようなことが賦課されるのですか。明確に、それを県民に示しなさいよ。

○議長（浜川総一郎君） 林母子センター長。

○総合周産期母子医療センター長（林 和俊君） まだ、細かな計画ということは。

○4番（吉良富彦君） それじゃあ話にならん。だから、きちんと。だから、時期尚早だと言ってるんです。

○議長（浜川総一郎君） 吉良議員に申し上げます。

吉良議員というか、皆さんに申し上げたいのですが、県・市を上げて少子化対策をやらなにかんというのは共通認識でございます。それは、またこの議会と別に県、市、それぞれの議会、あるいは国会で議論をすべき点も生まれておりますので、それを踏まえた議論をしていただきたいのが1点。

もう一点は、肝心な予算議案が進んでおりませんので、その点も踏まえた議論をお願いしたいと思います。

吉良議員。

○4番（吉良富彦君） 構成団体を含めて、マクドナルドをハウスを使えるようにするだとか、確かにやっています。だから、庶民もこの消費税増税の中で家事も大変で、特に若い方々は低賃金の問題もありますし、その中でやっぱり出産するということは、もう全てがリスクなんです。そういうことに対して、やっぱりきちっと対応していくということは、この病院の私は責務だと思っています。そういう意味では、金のない者は来るなど、引き上げて本来のものにするんだということは、要するに来るなどというようなことを前面に掲げた理由だと思うんですよ。やっぱりそうじゃなくって、どなたにも安全で出産がで

きるんですよと、そのための料金値上げですよということが、県民にきちんと説明できるようにしてやるべきです。それから、42万円の中だからいいんじゃないかということなんですけども、実際国保なんかは休業補償なんかないんですね。具体的にこれは助成だと言ってるんですけど、そうじゃなくてやっぱり県民の中はそういう面では42万円の使い道については、それぞれあるわけですので、そういうような捉え方も私ちょっと一方的な捉え方ではないかなあと考えています。いずれにしても、もう少し県民的な論議を深めていただきたいというのが私の今の心境です。

○議長（浜川総一郎君） 西森議員。

○10番（西森潮三君） 今、こういう料金というのはどういう分野であっても、上げるということは喜んで賛成とかということはなかなかそういう意見は出ない。しかし、この病院ということと、全国の、あるいは四国内等の類似の施設病院を見て格別に飛び出て高いということではない。今までが、低料金でやってきているということを考えると、私はこれはもう理解をすべきだというふうに思いますね。

○議長（浜川総一郎君） 一旦、この議論がこれで打ち切ります。

池脇議員。

○2番（池脇純一君） 料金の他県の比較、この県内の病院との比較の数字が示されましたんですね。それで、御説明の中で、やはり一番現場としてのいわゆる体制の問題、これを充実をさせたいというお話もございました。そこで、他県のこういう高い料金をいただいているところと、医療センターとで、その現場の方の待遇面での格差というのはどれぐらいあるのか、わかっておれば教えていただきたい。というのは、やはり優秀な先生、しっかりしてもらわなくちゃいけないし、病院においてもなかなか先生を確保するということが非常に大きな課題でもあるわけですね。いい先生が継続的にずっと来てくださる、そういうやっぱり環境も整えておかなければ、こうした事業は継続できないと思うんですよね。そういう意味で、待遇面の格差が明確に出てるのか、それに対してセンターとしては他県の病院の待遇等の費用を捻出できないというような状態にあるのであれば、これはどっかからそうしたものを捻出しなければならないでしょうから、だから先ほど来のお話から聞いてると、そういう体制を充実させるためにも、ぜひ値上げをしたいというお話もございましたので、そのあたりの御説明いただければと思いますけど。

○議長（浜川総一郎君） 林周産期母子医療センター長。

○総合周産期母子医療センター長（林 和俊君） 我々が、ぜひ安心と安全ということ、それを3次病院としてやることをまず基本考えたいと思っております。多くの総合周産期の病院で我々できてないことは、先ほど吉川副院長がおっしゃいました精神的なサポートをする専門職の方、それから分娩数がふえてきますと、我々今1人当直をしていますけども、2人当直をしている病院も多く見られ出しました。そして、翌日は休暇をいただけるということで回しております。それから、当院でも今帝王切開率が40%に達しております

が、ここの救急病院の性格もあって、帝王切開が急にできない。その場合は、産科医をもう一人夜出てきて麻酔をかけてやるというような体制もとっておりますけども、中にはやはり産科に特化した麻酔医を雇って、いつでも麻酔がかけられると、そういうふうなことで安心・安全を担保するというのが総合周産期センターの役割として打ち出していくところでもあります。ですから、我々の病院は、確かにローリスクも診ておりますけども、我々が果たすべきはそういういつでも安心・安全を担保できるというバックアップをやったりするべきだと思っております。ただ、詳細について、この予算がどのような形で我々が生かしていけるか、それについては今ちょっとお答えできないので、申しわけございません。

○議長（浜川総一郎君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） センター長、現場の状況よくわかりました。上げた分、そういうところにしっかり使うということ、まず確約しなくちゃいけませんね。そのために上げると。やっぱり、それはそういうふういきちっとされるということ、これを約束できますか。

○議長（浜川総一郎君） 吉川副院長。

○副院長（吉川清志君） それは、僕としては約束したいと思うんですけど、人がどうしても要るということで、人をふやす、そして適切な医師の勤務状態をよくすると、そういうことをしていきたいと思っております。

○議長（浜川総一郎君） 池協議員。

○2番（池脇純一君） そこに生かされないのであれば、何のために上げるのかということにはつながりませんよね。ですから、そこにきちっと充実を先やるということ、ちゃんとセンター長も院長もきちっと明言すべきですよ。そういう担保をちゃんと出さないといかんですよ。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 御指摘ありがとうございます。

おっしゃるように、いろんな形で総合周産期母子医療センターのほう、今後ますますこの医療センターにかかってくる役割、そういったものは今後もやっぱり広がっていくと思っておりますので、いろんな形で充実をしていくということで取り組みのほうを進めたいと思っております。ずっとお話聞いていただいておわかりのように、最初の話でありましたように、決して医師の報酬によってとかということではなくて、医療センターの報酬は基本的には県の報酬に準拠、それは国の給与準拠してということでございますので、そこは決して高い報酬支払っているとは思っておりませんし、民間の病院で見ればもっと高い報酬をもらってるドクターもいるかもしれませんが、この病院の先生方も医師のモチベーションというのはそういったことではなくて、きちっとした役割を果たして貢献をしたという声もございますので、その分いろんな形で、ほかのいろんな体制面ですとか、設備、そういった面で充実を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（浜川総一郎君） 池協議員。

○2番（池脇純一君） ソーシャルワーカーの充実、それから泊まりの部分で1人体制を2人体制にする、それから麻酔医を専属でつける、こういうことはきちっとそういうために使って、上げた分を使っていくということであればいいと思います。そここのところを、僕は明確にきちっとお約束すべきじゃないですかと、その上で安全・安心の体制をつくりますと、そこは明言していただきたい。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 御指摘ありがとうございます。

そういったことで、副院長、それからセンター長のほうも、そういった取り組みが必要ということでお話もごさいますので、今回の引き上げによる費用というものはそういった形で充実させていくために活用していきます。

○議長（浜川総一郎君） 岡田議員。

○3番（岡田泰司君） ちょっと言いますが、値上げ先にありきなんですね、言ってることはね。だから、センター長も言ってたように、どれぐらい要るか、費用も何が出るかもわからないということ、必要な費用がこれだけ要るんだからという、そこから逆算していくわけだと思うんですよ。積み上げた上での値上げじゃないといけないと思うんですよ。周産期医療に使うというんですから。全国に負けない、誇れる医療機関としたいという考えをお持ちですから、まずその必要性を現場から出して、その現場の積み上げの費用、そこから逆算する、出していくと、それが値上げの部分として説明できる、県民に説明できる分じゃないんですか。先に、42万円の一時的金額から、その範囲内だから大丈夫だと説明されましたので、それが本当にだめですよ、そういうのは。だから、まず現場からの必要な設備、人員、こういうのを積み上げた上で、それから出すべきだというふうに私考えます。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 説明申し上げてますのは、発端として厚労省の中で公開をされた資料でありますとか、他の病院からの話を聞く中で、やっぱりちょっと低過ぎるっていう話、それが発端としてあったということですので、それと実際に今後取り組んでいくいろいろな内容というものは、もちろん十分に論議が詰まっているというふうにはやってないと思いますけども、それは10月からの引き上げということで、それまでの間ということも含めて十分検討した上で対応していきたいと思います。

○議長（浜川総一郎君） 岡田議員。

○3番（岡田泰司君） 現場の求める施設、それから人員等についてはなくて、単に指摘された部分と経営上の収益を上げるというところに目が行ってるというふうには私受け取れるんですよ。それは、本当説明が付きません。県内でも、そんなに安いところじゃないですよ。この出てるところを見ますとね。日赤なんか12万円ですよ。それから考えると、言

ってること、単に言われたから上げなければならないという、そういう説明しか私は受け取れません。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） そこに話が集中すると、本当にちょっと意図と違う形になってしまいますけども、確かに公的病院で低い設定のところもございしますが、基本的にはその役割としてもやはりハイリスクの分娩を扱うという部分には高い技術力を維持しながら、いろんな形で十分な体制をとるということで進めておりますので、そこは同率でということではなくて、その機能に見合った比較ということで、ほかの大学ですとか、ほかの周産期母子医療センターの状況などもお示しをさせていただいております。経費論ということが前面に出てしまって、本当に申しわけございませんけども、そういうことではなくて、実際の診療のほうでの対応ということも、そこは本当にしっかりまた対応していく必要があるということで十分に認識しておりますので、お願いします。

○議長（浜川総一郎君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 先ほど来、吉川先生なり、林先生なりが御説明されてることはもともとで私としてもそれを全然否定するつもりはないのです。そういう体制が強化されていくことは、高知県にとって極めて望ましいというふうに思ってます。ですから、そういうことを明確にした方針があって、そしてそのためにどういう引き上げ案が最も妥当なのかとか、あるいは場合によっては私はこういうところが高知県の構成団体の施策として、それを充実させてもらいたいというんだったら、構成団体の負担金としてそれを出すと、例えば。ソーシャルワーカーの配置だとか、あるいは産科に特化した麻酔医を配置するとか、さらには当直医をふやすとかというふうな形で体制がとれるようにした場合に、どれだけの負担が必要になってくるのか、それは構成団体の負担金として支払いますと。だから、医療センターの周産期医療体制を充実させてくださいというふうに持っていくことも一つの方法としてあると思うんですね。だから、そういうことを十分に、医療センターとしては構成団体と協議して、また改めて提案をし直すというふうなことを検討はできないものでしょうか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 1つは、県、市からの支援として、今総合周産期母子医療の中でハイリスクの医療に関して支援のほうをいただいております。現状で、基本的に正常分娩の場合については、これはいわば民間でも一定担いながら進めているところですので、そこが県、市にとって不採算部門であって、県、市から支援が必要というような考え方には立ってないというのが今の現状だと思います。そこを、今後少子化なりに対応するために、またその際の費用の負担を下げるために、そういった費用を低減させるための負担をお願いするということは方法としてはもちろんあると思いますけども、その話をまとめていくにはやはり少し時間も必要であろうというふうに思いますので、それを待ってからと

いうには余りにも、またそこへ行きますけども、現状ほかとのバランスなり、そういったものがとれてない状況の中で、そこは引き上げをさせていただいた上で、引き上げをしてもまだ一定ほかと比較しても低い水準というふうに考えておりますので、次のステップという中で、そういった県、市含めてどういった形で出産、分娩の費用というものを考えるかというのも協議をまたさせていただきたいと思います。

○議長（浜川総一郎君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 今の段階、私は低減を、費用を下げるためにそういうことをお願いするとかということは言うてません。現状維持する中で、じゃあ一方で今言われた体制をどうやって確保していくのか、それが引き上げないとできないというのであれば、それはじゃあ一方で政策としてどうなのかということ構成団体ときちんと話し合うということも一つの手だてじゃないんですかというてんです。私は、今企業長が費用低減のためにそういったことをお願いすることはなかなか難しい、私は費用を下げとは言っていないですよ。それは、確かに県立病院の場合は1万4,000円下げとるかもしれませんが、医療センターも同じようにせえとは言うてません。ただ、据え置くという前提に立ったときに、そういったことを含めて議論ができるんじゃないかというようなことを言うてるわけで、今先ほど来吉良議員も言われているように、今の段階でそのことを県民に理解を求めるには、極めて根拠なり、そういった議論が十分ではないのではないかと。私も、この間ちょっといろんな方と意見交換する中で、こういったことが負担が引き上げられることについて、やっぱり懸念する県民の方が多くおられますんで、そういった方々にきちんと説明していけるだけの材料、先ほど吉川先生や林先生も言われたような、そういうことをやるために、例えばこういうことを尽くした、こういうことを尽くした上でこうなんだというようなことが、議論できるものが私は必要ではないかというふうに思っていますので、そういったことをこれから検討するとすれば、少し時間を置いて再提案を、引き上げになるのかどうか、引き上げずに済むのかどうかということもあろうかと思いますが、今回はこの条例議案は一旦取り下げさせていただくのが望ましいのではないかなあというふうに思います。

○議長（浜川総一郎君） 西森議員。

○10番（西森潮三君） いろいろ御意見は出てるんですが、それぞれの意見も十分酌み取って、これからの議論に付していくというのは当然のことです。ハイリスクの患者さんが多いということは事実で、そういった特にこれからのリスクの多いそうしたお産が多いという状況の中で、よりそういうレベルを上げるためにも、体制をつくるためにも、やっぱり今は提案どおり、一挙に高くなったから非常に過敏に感ずるのですが、逆に今までよく医療センターとして対応していったなという面もあるので、私もいろんな人に話を聞いたけども、やむを得ないのではないかという声のほうが多かったということで、私はこれは了解すべき。

○議長（浜川総一郎君） 最終的には、提案されておりますので、これで今さら引き下げるとかということは、全員がそういうことであればそういうふうになりますけれども、最終的にはここで最後に議決するわけですから、それによって採決、採決によってまたするというようにしておきたいです。肝心の予算。

福島議員。

○14番（福島 明君） 1点だけ、ちなみにこれが値上げになったとしたら、どのぐらいの医療収入増が見込まれるのですか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 本来の13万円から社会保障制度の階級の引き下げがありますので、それを引きましたら11万6,000円になるのですが、そこと16万円の比較で申し上げますと、大体3,000万円程度の収入増となります。

○議長（浜川総一郎君） 福島議員。

○14番（福島 明君） 3,000万円を、むしろ今言った麻酔医とか、それやったらそれで十分足りないので、もっと上げないかということに。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） そこは、ずっと1つ申し上げてますのは、今の費用というのがコストに見合った費用で十分に賄えてるものなのかどうなのかというときには、そこはやはり全体で見れば収支は本当に厳しい状況ということがあるわけですから、それをやるために引き上げと明言するのは厳しいと思いますけれども、全体の中ではもちろんそういった充実というのは図っていく必要がありますので、その3,000万円の費用でできるかどうかということとはまた別に、本当に全体として考えていきたいと思えます。

○議長（浜川総一郎君） そろそろこの案件につきましては質疑を終了させていただいて、肝心の予算のほうで質疑ございませんか。

西森議員。

○10番（西森潮三君） 企業長の提案の挨拶でもあったように、自治体病院としての使命を果たし、地域医療連携を基本とした良質な高度医療を提供するという話がありました。それで、地域連携積極的に対応したということは、私も一定評価するところですが、先日幡多けんみん病院で外科の医者が減少これは私も衝撃を受けたんですが、そういうことを考えたときに、当病院でのホームページで見ると、消化器外科とか一般外科だけで13人のドクターがいらっしゃいました。そういうのを拝見しました。それでいくと、やっぱりこれからは地方公共団体が参加する企業団として、広域を視野に入れた地域の中核病院等への支援というのは、こういうドクターの使命として出ていくものではない。一層、求められるのではないかと思うのですが、そういうことに対してはどう今対応しているのか。

○議長（浜川総一郎君） 武田病院長。

○病院長（武田明雄君） 先日の幡多けんみんへの支援も含めて、現在では外科が幡多けんみんと、あとJA高知病院、土佐市民病院で日常の支援とか当直等に行ってます。そして、麻酔科が以前高知大学へも行っておりましたし、現在は行ってませんが、現在はあき総合病院に週2回支援へ行っております。そのほかに、日常の診療ではなしに、当直業務等では土佐希望の家とか、いろんな地域の病院にも支援はしております。そういうような状況で、ただ医療センターの中にも、診療科の中にも偏在がありまして、先ほど言いましたように外科とか麻酔科、小児科、そのような科はある程度余裕があると思いますけれども、ただ一応行けるわけですけれども、全ての科でそういうような支援ができるかどうかというのは、ちょっとなかなか難しいところがあります。ただ、今後として、医療センターの機能としては、やはりそういうような地域の病院などの診療支援というのは、もう十分考えていかなければならないと思って、そういう意味でもやっぱりマンパワー、医師等の充足というのは図っていきたいと思っております。

○議長（浜川総一郎君） 西森議員。

○10番（西森潮三君） 短期的な支援というか、一定期間、あき総合にしても、幡多けんみんにしても、半年ぐらいとかというようなことでないと、なかなか安定しないという側面もあるんだろうと思いますし、同時にドクターにも専門医の資格を取得するために指導医さんがいるかいないか、そういった面でも医療センターに求められる、県、市全体から見てそれぞれの中核病院の指導という点も、役割があるんじゃないかと思いますが、これはここで一言、二言で話しして解決することではないんで、そういう大きい課題が、そういうことに医療センターも絡んでいくということが大事だということについて、私は申し上げておきたいと思います。院長のお考えをお願いします。

○議長（浜川総一郎君） 武田病院長。

○病院長（武田明雄君） 確かに、週1日や2日の支援だけでは足りないのは明らかです。今後、専門医制度というのが始まります。そのためには、その専門医をとるためには、いろんな資格というのが必要です。資格を取るためには、地域の病院にも、我々の病院も含めて指導医というのが必要になります。現在の支援では、常駐してないわけですから、指導医がいないわけですよ。だから、そういうふうなことに對して、そういうふうな指導医をじゃあ常駐させるか、そういうふうなことの支援は今すぐには無理だと思いますけれども、先ほど言いましたように、やはり我々の施設でそういうような若手を育成して、指導医を育成して、それを県内の病院に派遣するというふうなことは、当然長期的な展望で考えておりますし、それはぜひ実行はしていきたいと思っております。

○議長（浜川総一郎君） 平田議員。

○8番（平田文彦君） 27年度の当初予算の説明の中で、お話をききますと約6億円の赤字ということですが、公営企業会計の制度見直しと等、その対応についてどのように考えられているのか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 最初に、説明ありましたように、この県市負担金の減少によって来年度単年度収支赤字で、この県、市の負担金というのは、もう今後復活するものではないという状況ですので、私は今後の収支については、今後のがんセンターの整備等も含めて危機感を持っております。この県、市の負担金の収入の減少については、10年間という期限付きの負担金でございましたので、そこはやはり26年度で終わった以降どうするかという話については、県のほうとも話を進めてきた経過もございまして、いろんな今負担金をいただいていますけども、その見直しなんかもできないかということをお願いもしてきました。

その一つは、この議会でも御指摘もいただいたんだと思いますけども、収支差を補填するような形で支援をいただいている経費っていうのは、1つは経営努力をして収支を圧縮すると、その分県の負担も減っていくというようなことになりますので、一定そういった経営努力といったものも踏まえて、県、市の負担のほうをお願いできないかというようなこともお願いしましたが、そこはなかなか今回はお認めいただくことはできませんでした。今後につきましても、そういった形での論議は継続をしていきたいと思っておりますけども、やはり基本はこの企業団としてどういった形で収支均衡を目指して運営をしていくかということになりますので、その点につきましては提案理由説明でも申し上げましたが、新たに中長期の計画のほうを27年度には策定をするということで予定をしておりますので、その中で十分にまた分析をさせていただいて、今後の方向といったものをきちんと整理をしていきたいと考えております。

○議長（浜川総一郎君） 平田議員。

○8番（平田文彦君） 一般企業としては、やっぱり赤字になったら倒産ということにつながってくるわけですよ。企業団としてはできるだけ赤字を減らす努力をこれからもしていただきたいと思うんです。

○議長（浜川総一郎君） 西内議員。

○9番（西内隆純君） 済いません、ありがとうございます。

1点、資料2の補正予算の件ですが、この支出の9,600万円の補正額で、これ今まで収入と支出がかち合ってるじゃないですか。支出から固まって収入をどこで刻むか内容説明をお願いしたいです。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） この26年度の補正予算につきましては、支出のほうで不足が生じた場合には予算がやはり執行できないという、どうしても補正が必要になりますので、基本的にはこの材料費の不足をどういうふうに補正処理をするかという中で、収入のほうも総額にあわせた補正のほうをする形になっております。企業会計ですので、これは基本的には収入と支出を均衡させる必要というものも、必須ではなくて、支出だけという

こともですけれども、やはり補正予算という中で一定収入も上がる中で、いわゆる材料費も不足をするという形で、一定形として見やすい形に補正をさせていただいたというものです。

○議長（浜川総一郎君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） 消費税のことを以前も聞いたことがあるんですけども、日本病院団体協議会が昨年秋、消費税引き上げによってどのような影響になっているのかということ調査してますね。速報値というのが出て、6割の病院が消費税補填されない状況が出てくるということになってますね。特に、高額投資を実施している病院なんかは、大変だと。今年度は消費税8%になって転嫁されているわけですけども、本年度の医療センターとしての消費税による影響。それから、先ほどから構成団体からの助成を含めてあるわけですけども、本来社会保障に使うということで8%になったわけですよ。当然、それは医療にかかわっても、1%から1.7%に一応消費税ふえとるわけですから、収入が。当然、要求するということがあつてしかるべきですよ。さっきの3,000万円なんてのは、それぐらいのレベルですよ。まず、そこら辺のことをきちっと病院としても主張していくというためには、これぐらいの影響があつて、こうなんだということを構成団体にも議会の中で説明していく必要があるんですけども、それについてはどのような今資料をお持ちですか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 資料を持って、資料は手持ちではないんですけども、消費税の影響については、確かに影響はあるというふうには思ってます。26年度、まだ決算詳細固まっておりますので、分析には至っておりませんが、先ほど言われたその分析資料なんかを見ましても、もう診療報酬の改定の中で一定消費税のアップ分は加算したと言われても、実質は0.1%程度のアップでしかないわけですから、実質はやはりカバー仕切れてないというふうには、私もほかの資料のほうでそれは確認はしまして、完全には補填されてないという状況になるなというふうには考えております。26年度の決算で、少しそのあたりを分析してみたいと思っておりますし、現状でのやはり経費のほうはちょっとふえてきておりますけども、そのあたりというのはひとつ消費税の影響もあつて、支出額としてはふえた部分だろうと思っております。そこは、また決算見まして分析させていただきたいと思えます。

それと、8%にアップした部分の社会保障制度への費用充当というようなことについては、ぜひともそうあるべきだと思っておりますし、こちらからも具体的にお願ひできるものはお願いまたしていきたいと思っております。1つは、やはり保険制度のほうの財源としての活用というようなことも言われてますので、そういった面では、やはり保険者から支払われるような一時金といったようなものについても、出産の費用についてはそれは確かに一時金のほう上積みをしていただくとか、そういったことも検討をしていただければ

ば、そこはやはり直接的な利益につながっていくなというふうに思います。

○議長（浜川総一郎君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） 構成団体のそのように責任があるわけですから、それに対してきちっと要求していくという姿勢が新たに必要だと思います。

それからもって、予算にかかわってお聞きしたいのは、この公立病院の運営費にかかわる地方交付税の措置が来年度から変わってきますね。それは、病床当たりの単価がずっと出てるわけですが、現在が70万7,000円ですけど、その算定基礎が許可病床数から稼働病床数に変わるということが出てくるんですよ。そうすると、医師不足の地方の精神科でもそうですけれども、これは今までの業者当たりの単価じゃない部分で、結局減っちゃうんじゃないかと思ってるんですけども、そのあたりの影響をどのように算出してます。来年度予算に対して。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 実態として、許可病床ではなくて稼働病床でというのは、そこから自治体に対しまして、それに対する費用負担という部分で言えば、それはやむを得ないかなというふうにも思います。医療センターの場合は、現在のところ来年度4月以降につきましては、許可病床と稼働病床というのが、もう一致するというので考えておりますので、直接的なその面での影響というのはなかろうかというふうには思ってます。

○議長（浜川総一郎君） 吉良議員。

○4番（吉良富彦君） ますます、これ負のスパイラルになっていくんですよ。許可病床から稼働病床、医師不足も不安で、ますますだんだんだんだん来なくなって、稼働率が下がって、交付税措置も低くなっていくということなんで、極めて私は政策的な問題だと思ってます。これについても、やはりこちら側の責任じゃないわけですが、国に対しても物申していくし、それから先ほどから言われてます医師不足に対しても、この病院としても全力で取り組んでいくということが必要じゃないかなということを申し上げたいと思いますけど、それについてはどうですか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 広く言えば、全国で病床の再編といいますか、機能、文化連携というような話もありますし、特に高知県の中では病床が非常に多いというようなこともありますので、今後どういった形で医療機関が将来見通して運営していくかというのをちょっと考える時期にまたなっているというふうに思います。医療センターの役割というものもきちんとまた見せた上で、全体としてどういった方向になるのかということもきちんと県全体の中で一緒に論議していくような形で、意見申し上げれるところは申し上げながら将来に向かって検討していきたいと思っておりますけども。

○議長（浜川総一郎君） 近藤議員。

○5番（近藤 強君） どうしても気になるのがこの未収金の回収の関係。以前聞いたと

きに、高額の金額があったような気もするんですので、今までの累積がどれぐらいになっているのかと、この未収金を回収業務委託、大体どういうところに委託が今までやってこられたのか。

○議長（浜川総一郎君） 統括監。

○統括調整監兼事務局長（松井成起君） ちょっと、今金額調べますけども、委託のほうは司法書士の法人のほうにお願いをしています。また、一方で不納欠損、もう回収ができないという部分の整理についても一定進めているところでございます。

○議長（浜川総一郎君） どうぞ。

○経営企画課長（吉森伸郎君） 経営企画課長の、吉森と申します。

昨年度の11月議会のときに、報告させていただいた段階では1億2,000万円という金額がありました。その中で、不納欠損額が現在2,300万円程ありまして、その中で1億2,000万円の中には純粋なもの、個人的未収金だけではなくて、前瀬戸山院長の退職返還金等も含まれますけれども、大体8,000万円程度は常時の未収金。その中で2,300万円が、不納欠損です。現在、未収金の回収業者につきましては、弁護士法人のほうに昨年6月から変えております。

○議長（浜川総一郎君） 近藤議員。

○5番（近藤 強君） その8,000万円というのは、この何年かの累積ですか。

○経営企画課長（吉森伸郎君） 開院以来のものです。

○5番（近藤 強君） この欠損扱いするのは、何年かたったら不納欠損じゃなしに、中身の理由で欠損するわけですね。

○経営企画課長（吉森伸郎君） 基本的に、民法の要件は3年間。民法の改正案があり度5年たつということなんですけども、現在では3年の時効になっておりますので、3年を経過したもので、特に今欠損の処理というのは完全には回収が、例えば居所不明とか、明らかに生活困窮者とか、そういう方を中心にしております。

○議長（浜川総一郎君） 近藤議員。

○5番（近藤 強君） いろいろ命にかかわる問題やから最近はいろいろと考え方が違う方もいろいろおいでで、病院代を何ぼ生活が苦しかつてもちゃんと支払う分は支払うようになっておるといことで、頑張って払う方もおいでますし、中には給食費みたいなことで、払わんでええもんやという認識されてる方もなきしもあらずやね。そういった分では、やっぱり回収もれのないようにしっかりとしてもらいたいんだけど、このいわばその中身ですね。中身について、ちょっとまた別のときで構いませんので、こういうことで欠損になっていくという部分を、ちょっとまた回していただければと思います。

○議長（浜川総一郎君） 池脇議員。

○2番（池脇純一君） 平成26年度の単年度収支の報告のときにも、28億円の赤字を見込んでおったんだけど20億円まで圧縮する見通しができた。やっぱり、特に医業収益

が、先生方が頑張ってくれださったり、そういったところはきちっと私たちも調査をしていかなきゃいけないと思います。一生懸命経営に努力されてるということでありますから、きちっと見させていただきたいと、こう思います。

それで1点だけ、センター長が御答弁されてる中で、この新がんセンターがこれからできて進んでいくわけですから、それができて運営をしていくと、この経費というのがさらにいろんな厳しい課題が出てくる内容のことをちらっとおっしゃったんですけれども、その御心配の部分も含めて、29年度オープンに向けての準備が今着実に進められております。御心配の部分も出てくるんでしょうけれども、しっかりこの新がんセンター、県民の大きな期待が持たれているわけでありますので、特に心と体のトータルケアを行う、そういうことを目的にした新しいセンターでございますので、いいがんセンターをぜひおつくりしていただきたい、こう思いますので、その点について今の状況を簡単に結構ですけれども御説明していただければと思います。

○議長（浜川総一郎君） 森田がんセンター長。

○がんセンター長（森田荘二郎君） 森田でございます。

一番懸念されているのが、やっぱり人員のことですので、それも特定の診療科の医師、今一番問題がありましたのが、抗がん剤の専門家とそれから放射線治療の専門家、抗がん剤の専門家は島田副院長が赴任していただきましたのでクリアできたんですけれども、4月1日付で放射線治療の専門医を1名確保することができましたので、一応その2つの大きな問題点であったところはクリアできておりますので、今のところ予定どおり進めさせていただいているという状況だということをお報告申し上げます。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君） 1つだけ、26年度の補正予算の材料費の伸びという御説明をいただいているんですけども、これの根拠となるものは何なのかというのを私はずっと見てきて、私なりに考えるということではできんですけど、例えば26年度当初の延べの外来数と見込みとを比べると、なぜ材料費が足りなくなって補正をするのでしょうか。根拠となるものを、何か示していただいているんですか。

○議長（浜川総一郎君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 基本的に、今回の補正での材料費が不足した原因というのは、補正のときに少し分析をさせていただいたんですけども、大きいのはやはり手術の中で、高度で複雑な手術というものがふえてきていると。それは、循環器ですとか、そういった手術の中で使われる材料費、人工の血管とか、そういったものっていうのは経費としてはかなり高額になるということで、そういった手術の件数なりがふえていく中で、材料費が不足をしてきているという状況ということで、全体としてはそういった分析のほうをさせていただいております。

○議長（浜川総一郎君） 高木議員。

○7番（高木 妙君）　そういうことは、今後ますますそうなると思いますので、なおそういうものに対する経費の改善も図れとは非常に言いづらいところではありますが、そういうところもやっぱり考慮をして、経営に当たっていただきたいと思います。

○議長（浜川総一郎君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（浜川総一郎君）　それでは、御質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略、直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（浜川総一郎君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

—————◇——◇—————

採 決

○議長（浜川総一郎君）　これより採決に入ります。

議第1号平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜川総一郎君）　挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号平成26年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜川総一郎君）　挙手全員であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第3号高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜川総一郎君）　挙手多数であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして今期定例会提出の議案全部を議了いたしました。

これをもちまして平成26年度2月高知県・高知市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

午後0時10分　閉会

26高病企第831号
平成27年2月20日

高知県・高知市病院企業団議会議長 浜川 総一郎 様

高知県・高知市病院企業団企業長 古味 勉

議案の提出について

平成27年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第1号 平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算
- 議第2号 平成26年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算
- 議第3号 高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例議案

平成27年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会議決一覧表

事件の 番号	件 名	議決結 果	議 決 年月日
議第1号	平成27年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算	原案可決	27.2.20
議第2号	平成26年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算	原案可決	27.2.20
議第3号	高知県・高知市病院企業団病院事業料金徴収条例の一部を改正する条例	原案可決	27.2.20